

# ご利用ください! 児童手当制度

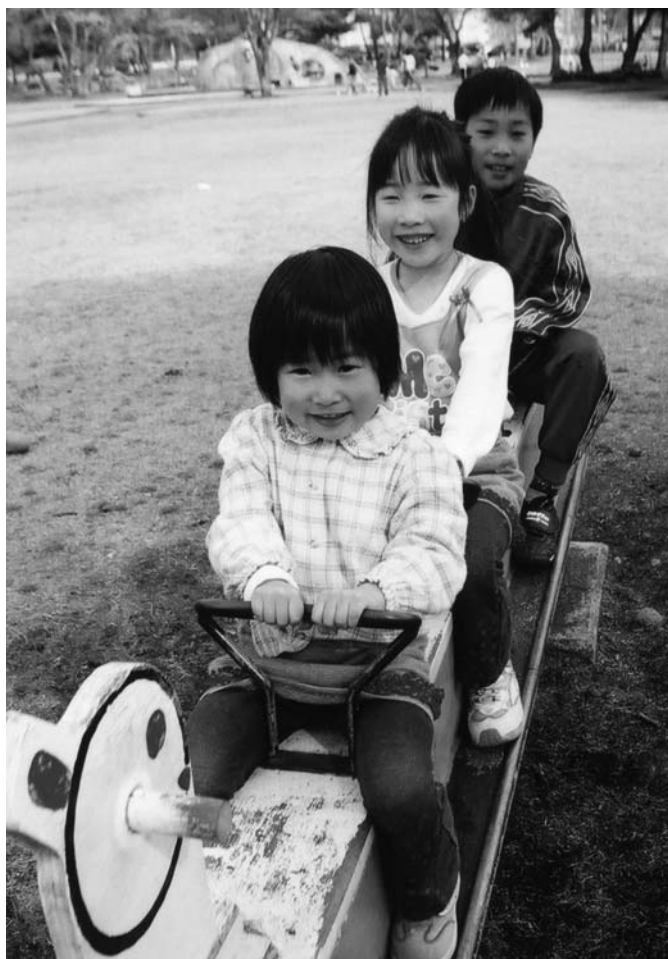
児童手当制度は、お子さんを養育している方の経済的負担を軽くし、お子さんの健全な育成に役立ててもらうために手当を支給する制度です。

## 児童手当支給対象が拡大

4月1日から児童手当制度が拡充されました。これまで、手当の支給対象は小学校3年生まででしたが、小学校6年生までが対象になりました。また、支給対象年齢の拡大に併せて、所得制限も引き上げられました(表1)。このため、より多くの方が支給を受けられるようになりました。

新たに児童手当を受ける場合には認定請求の手続きが必要になります。忘れないで手続きをしてください。

※今回の制度拡大で新たに支給を受ける方は、9月30日までに手続きをすれば例外的に4月分から手当が支給されます。



## 新たに手続きが必要な方

○ 小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の方。  
○ これまで児童手当を受給していた4年生は手続き不要です。

○ これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方で、所得が今回変更された限度額以内の方

## 支給の対象

12歳到達後最初の3月31日までの間にあたる児童(小学校修了前の児童)を養育されている方。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、支給されません。

## 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。

表1 所得制限限度額(所得額ベース)

扶養親族の数	自営業者(国民年金)	サラリーマン(厚生年金など)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方は、1人につき6万円を加算した額

※扶養親族が6人以上の場合、1人につき38万円を加算

## 支給額と支給時期

○ 第1子 月額5,000円  
○ 第2子 月額5,000円  
○ 第3子以降 月額10,000円  
原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

## 手続きの方法

申請者の銀行の通帳(県内に支店のあるもの)と健康保険証、印鑑を持参して窓口で申請してください。なお、平成17年1月2日以降に転入された方は所得証明書(児童手当用)が必要です。  
※手続きをしないと支給対象に該当していても手当は支給されません。

## 申請窓口

市役所の子育て支援係及び各総合支所の福祉係、各支所、出張所、市民サービスセンター  
※公務員は勤務先に申請してください。

くわしくは

人権福祉課子育て支援係 ☎21-5101  
日光総合支所健康福祉課 ☎54-1110  
藤原総合支所健康福祉課 ☎76-4105  
足尾総合支所健康福祉課 ☎93-3111  
栗山総合支所健康福祉課 ☎97-1111